



2015年度 活動方針（案）

1. 安心して子どもを産み育てられるまちづくりにとりくみます

(1) 国・県・市が子どもたちの育ちに責任をもっていくようにはたらきかけます。

- ①国による「子ども・子育て支援新制度」などの子育て関連法案等に対して、埼玉県保育問題協議会や全国保育団体連絡会などとともに、市・県のがんばりを応援しながら子育て施策の充実のためにはたらきかけや運動をおこないます。
- ②子育て、保育、教育、医療、文化サークルなど、私たちの課題と共通するテーマに取り組むたくさんの人たちとの共同のとりくみを作りあいます。
- ③児童福祉法第24条^注（2012年5月6日現在）が宣言する包括的な保育に欠ける子どもの権利と市町村の保育の実施義務の規定をふまえ、待機児問題の取り組みを、草加市を応援しながら引き続き強めます。
- ④情報通信ネットワークが発展し、インターネット等を使用して情報を引き出すことが日常なこととなりつつある昨今の状況を踏まえ、保育園をはじめ子育てや子どもを取り巻く状況についての情報発信を様々な形で行い、これから子どもを預ける親世代に対する説明が充実したものとなるよう、市に対してはたらきかけをおこないます。

(2) より良い保育・子育て環境づくりの運動をつよめます。

- ① 待機児童ゼロを目指し、待機児童の保護者、家庭保育室との連携を深め、**保育士の確保**を市へ要望していきます。2015年4月1日現在の待機児童数は、草加市基準で375人、国基準で126人いますが、施設には109人分の空きがあります。地域や年齢的な要素もありますが保育士が足りないことで待機児童が生まれている今の状況をなんとか打破していきたく思います。
- ② 保育士だけでは対応しきれない不測の事態に備え、0歳児を受け入れている全園への看護師配置を市へ要望していきます。
- ③ 施設型の病児・病後児保育を実施するよう市へ要望していきます。
- ④ 延長保育の全園での実施、病児保育の実施、土曜日の延長保育の全園実施など、時代のニーズに合わせた保育が提供されるよう市へ要望していきます。
- ⑤ これまで培ってきた草加市の質の高い給食を今後も維持するためにも、また食の安全性が低下させないためにも、各園1名の栄養士配置の継続を引き続き求めていきます。
- ⑥ 草加市の保育園事業費について、保育園の整備・改修や草加市の保育を後退させずより充実したものとなるための適正な予算要求に引き続き取り組んでいきます。
- ⑦ アレルギー児が増えている中、安心・安全で、子どもたちの顔が見える調理環境である自園直営方式での完全給食の維持を求めます。
- ⑧ 障がい児保育（育成保育）は、制度上は対象児童3人に1人の保育士しか配置されない現行水準を、実態に合わせて対象児童1人に1人の職員配置ができるよう制度の改正を求めます。
- ⑨ 園舎の耐震工事に伴う諸問題の共有並びに解決を市へ求めていきます。
- ⑩ 子ども子育て支援新制度で増額になってしまう世帯にも保育料を引き下げよう市へ要望していきます。
- ⑪ 子ども子育て支援新制度の実施・運用にあたって、子どもの権利・利便性、今までの草加の保育の質を確保した施策となるよう草加市に必要な提言を続けます。



- ⑫ 民間認可保育園でも障がい児保育を受け入れてもらえるよう市に働きかけます。
- ⑬ 技能員の外部委託については、偽装請負と判断されかねない今の状況を改善するよう、適正就業化を市へ求めていきます。そして市職員の技能員が守ってきたこれまでの保育の質や安全性が低下することのないよう管理・チェック体制の充実を求めていきます。
- ⑭ 公立保育園と民間保育園との実践交流を通じて、より質の高い草加の保育が全ての園において提供されるよう求めていきます。
- ⑮ 家庭保育室や認可外保育施設の保護者・運営者・職員とも手をつないだ、草加の保育・子育て全般の期待やねがいを集約する核としてのとりくみを続けます。

2. わかり易く、やりがいのある父母会・父母連づくりにとりくみます

(1) 会長会と代表者会の機能の明確化を図り活動しやすい父母会づくりを応援します。

- ① 「会長会」は、各父母会をスムーズに運営し、楽しく活発な父母会活動を行うための情報交換の場、「代表者会」は父母連と各父母会とをつなぐパイプ役として、各園の意見を出し合いながら父母連の方針や活動内容を検討する場、という役割分担をより明確にし、各父母会と父母連が連携しながら活動しやすい環境をつくっていきます。
- ② 上記の実現のために、「会長会」を6月・9月・1月、「代表者会」を年に9回開催します。

(2) わかりやすく、より身近でやりがいのある父母連をめざします。

- ① 「父母連ニュース」を発行し、“各父母会や父母連の取り組み／草加市の保育にかかわる動き／保育情勢など”をわかりやすくお伝えします。
- ② 父母連事務局には、専用の印刷機もなく事務所もありません。どのスタッフも仕事や子育てを抱えての活動であり、約1700世帯の市民に責任をもつ運動体執行部としての負担は相当大きいのが現状です。新年度も各父母会役員の方々と事務局の仕事を分かち合い、父母連をより身近に感じていただきながら、共に活動をすすめていきます。なお、父母連は事務局員を随時募集しています。
- ③ 各父母会役員をはじめ、どなたでもお好きなときに、父母連の方針や活動を確認できるよう、「父母連ホームページ」に情報を更新していきます。

「父母連ホームページ」の URL は <http://www.soka-fuboren.org> です。ご意見や情報は info@soka-fuboren.org にお寄せください。

3. 私たち自身が学べる組織活動を大切にします

(1) 保育にかかわる情勢について幅広く学び、よりよい保育につなげていきます。

- ① 保育情勢（幼保一体化を含んだ「子ども・子育て支援新制度」等）についての学習会などを企画します。
- ② 子育てや保育にかかわる幅広い学びの情報発信を行っていきます。

(2) 月刊『ちいさいなかま』誌の普及にとりくみます。

保育者と保護者が手作りしている全国保育園団体連絡会の機関誌『ちいさいなかま』は、私たち保護者の素肌の感覚の情報が満載です。幼稚園・保育園を問わず、草加市で購読する人たちをたくさんふやしましょう。父母会文庫にも是非一冊、ご購入ください。



4. 共同の輪を広げるとりくみをおこないます

(1) 交流する・学ぶ・知る企画をおこないます。

毎年、草加の子育てに重要な役割を担ってくださっている家庭保育室や子育てサークル・文化サークル等との交流を行い、相互理解を深めてきています。今年度も引き続き「子育て団体交流会」や「各団体との懇談会」を企画し、子どもたちの豊かな育ちを願うという熱い思いの共有で、子育てしやすいまちづくりをさらに進めていきます。

また、保育部会や家庭保育室・子育て NPO・文化サークル等といっしょに実行委員会をつくり、「草加子育てのつどい」を共催することで、草加の子育てについて交流し、共同の輪をさらにひろげていきます。

2007年度から始まった育成保育の保護者がお互いに情報交換・交流できる場である「育成保育保護者会」を昨年度も開催し、問題を共有することができました。今年度も引き続いて開催し、なかなか保護者同士で情報交換できる機会の少ない育成保育について学び・知り・交流できる場を提供していきます。

(2) 市内外の子育ての共同の輪の一翼をにない、広げます。

草加父母連が加盟している子育て団体は以下の通りです。

- ・埼玉県保育問題協議会・草加市母親大会連絡会・民主教育をすすめる草加市民会議

これらのほかに、草加市職員労働組合保育部会をはじめとした保育園職員、家庭保育室連絡会、草加市学童保育の会などとの情報交換・経験交流を行います。また、近隣自治体の保育運動との交流や、全国保育団体連絡会などの全国組織との交流も行っています。

注) 児童福祉法第24条(最終改正:平成24年8月22日)

第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同法第九項の規定による公示がされたものを除く。)において保育しなければならない。

○2 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限り。)又は家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。)により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

○3 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限り。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。)又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園(保育所であるものを含む。)又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

○4 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること(以下「保育の利用」という。)の申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。

○5 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費(同法第二十八条第一項第二号に係るものを除く。次項において同じ。)又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費(同法第三十条第一項第二号に係るものを除く。次項において同じ。)の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。

○6 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第四十二条第一項又は第五十四条第一項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。

一 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。

二 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。

○7 市町村は、第三項の規定による調整及び要請並びに第四項の規定による勧奨及び支援を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育を行う事業その他児童の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。